

令和8年第4回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和8年4月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和8年4月10日(金) 午後2時48分

3 場所 総社市役所4階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 林 眞理 (農政担当)	2番 守安 淳市
3番 秋山 陽太郎 (農地担当)	4番 定井 正雄 (会長)
5番 中村 安行	6番 友野 伸樹
7番 能登谷 和正 (会長代理)	8番 仮谷 昌典
9番 若林 勤	10番 在間 洋則
11番 渡邊 豊	12番 小原 弘
13番 奥山 弘志	14番 渡邊 則文
15番 小西 忍	

5 出席した農地利用最適化推進委員

出席 17人

石尾 弘	海野 宏道	茅原 弘和	最相 信雄	高尾 郁夫	武田 治紀
永野 直樹	大森 安男	澁江 隆司	竹内 功次	長代 悦和	大月 泉
黒瀬 昭夫	杉岡 賢二	劔持 孝明	高谷 幹晴	藤井 久美	

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前谷 学 次長 石川 浩二 主任 角田 祥

7 議事録署名委員

12番委員 13番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

- 議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について
- 議案第19号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について
- 議案第20号 農業振興地域整備計画の変更等について
- 議案第21号 地域計画変更に係る意見聴取について
- 報告第9号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について
- 報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について
- 報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

- (会長) それでは、只今より令和8年第4回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が15名、農地利用最適化推進委員が17名の出席です。農業委員会等にする法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。
- (会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、12番委員、13番委員を指名いたします。
- (会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。
- (会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

- (農地担当) それでは、議案第16号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局お願いします。
- (主任) 【議案第16号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】
今回の申請件数は5件になります。

【受付番号118番】

- (農地担当) それでは118番、新本の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (14番委員) 申請のあった農地につきましては、受人方が耕作をされています。流動化をしての耕作であります。渡人につきましては、農業をしないことから農地を譲りたいということでもあります。3筆ありますが管理されており問題はありませのでよろしく願いをいたします。
- (農地担当) 当地区の推進委員であります長代委員、何かありましたらお願いいたします。
- (長代委員) 14番委員のとおり問題はありません。
- (農地担当) 受人の他地区での耕作の状況をお願いいたします
- (15番委員) ●●地区での耕作状況は問題ありません。

- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。118番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、118番は許可されました。

【受付番号119番】

- (農地担当) 続きまして119番、東阿曾の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (1番委員) 渡人は農地を相続で所有しております。
地元の受入の方へ譲渡するもので特に問題はありません。
- (農地担当) 地元推進委員であります武田委員お願いいたします。
- (武田委員) 今回の申請は、先月の農地法第3条の許可申請と同じく、相続した農地が耕作できないことによるものです。受入の方は家族で長年にわたり地元で農業をし機械も確保しており問題はないと思います。また、今回の申請地も畔草を刈って耕運する準備もしていましたので、問題ないと思いますのでよろしく願いをいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。119番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、119番は許可されました。

【受付番号120番】

- (農地担当) 続きまして120番、岡谷の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (6番委員) 申請地は、●●●●●から県道を●●方面に行った所の農地になります。
3月28日に受入の方とお話しをしました。申請地は長年、近所の方が耕作をしていましたが、高齢のため耕作できないということで返却された農地であります。この農地は受入の自宅に隣接する農地であることから、今回の申請になったものです。受入は自宅の南側、北側にある農地で野菜や花を栽培しており、申請地についても家庭菜園として利用するとのことでした。地元としては問題ないと思いますので、よろしく願いをいたします。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。120番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、120番は許可されました。

【受付番号121番】

- (農地担当) 続きまして121番、北溝手の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (13番委員) 申請地は、●●●の北側になります。
- 渡人の方は農地を貸していたのですが、その農地が返されることになりました。返されても渡人の方も農業ができないことから、今回の申請になったものであります。申請地は作付けされていませんが、きれいに管理されていますので問題ないと思います。
- (農地担当) 永野委員、何かありましたらお願いをいたします。
- (永野委員) 特にありません。
- (農地担当) 受人の耕作の状況ということで、最相委員お願いをいたします。
- (最相委員) 受人の畑は草を刈っており、これから耕作をする状態でありますので問題はありせん。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。121番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、121番は許可されました。

【受付番号122番】

- (農地担当) 続きまして122番、下倉の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (4番委員) 3月27日に杉岡委員と申請地を見に行きました。
- 地区で災害にあった所であります。今回、●●地区へ入居した方が農地を買って耕作をしようということでもあります。
- (農地担当) 杉岡委員よろしく願いいたします。
- (杉岡委員) 受人の方は●●の町で食堂をしておられましたが、食堂を閉められて●●地区で食堂をされておられます。食堂の前に畑が2枚あるのですが、渡人の方が荒地にしてはいけないということで、管理をしておられました。今回、受人の方が申請地で野菜等を栽培し食堂などで利用したいということで、今回の申請になったものであります。申請人は、●●地区に農地を持たれているのですが、農業法人の方へ貸しておられます。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (12番委員) 貸しておられるという話であったのですが、受人の耕作面積が186平方メートルということですか。
- (主任) そのとおりです。
- (12番委員) 現在の耕作面積が2畝弱なのですが、今後、4畝弱の耕作をされるということですか。
- (主任) そうなります。
- (農地担当) 他にありませんか。
- (14番委員) 他に預けていて、4畝を購入して耕作をするのですか。

(3番委員) 以前に●●地区で農業法人が農地をまとめて借りる案件があったと思います。農業法人が一団の農地として利用できるよう地元の人が集約したものであります。その一部に受人の農地も含まれており、貸し出しをしている状態であります。

(14番委員) 受人が持たれている農地186平方メートルは、一団の農地の中心部ですか、それとも縁辺部ですか。

(主任) 一団の農地とは別の所になります。

(14番委員) 186平方メートルは、自作地としての農地ですね。

(主任) そうです。

(農地担当) 杉岡委員どうぞ。

(杉岡委員) この地区は30年災害で、堤防が決壊して農地が浸かった地区です。この地区から多くの方が離れています。また、この地区は小さな農地ばかりなんです。農業法人の方が大規模に耕作されるということで預けています。

今回、新たに取得する農地は、民家に近く狭い農地であります。大きな農業機械が入らない場所であります。この地区で農業をされている方は3軒ほどであります。荒地の多かった所を農業法人の方にやってもらっているところです。

過疎化が進んでおり、新たに耕作をしてもらえる方がいれば荒地がなくなるので、よろしく願いをいたします。

(農地担当) 自作地の186平方メートルは、堤防の修復工事をしています。その残地になります。この農地につきましては、農業法人に借りてもらえなかった農地になります。

(14番委員) この186平方メートルの農地は、管理をしてもらえる農地ですね。

(杉岡委員) 受人の方は、出来ることはするという話をしております。

(14番員) 分かりました。

(農地担当) 他にありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。122番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、122番は許可されました。

【議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当) 続きまして議案第17号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第17号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号15番】

(農地担当) それでは15番、新本の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

- (15番委員) 4月6日に会長, 1番委員, 最相委員, 事務局と私とで現地調査を行いました。申請地は, 添付の位置図を見ていただければと思います。
- 申請地の東側が宅地, 西側が畑と水路, 南側が宅地, 北側が道路であります。水路が西側にありますが, 高さがあるので周辺の農地への影響はないと思います。
- 以上です。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (14番委員) 現在の墓は山の中腹にあり, 危険な場所にあり管理できないということで今回の申請になったものであります。申請地は自宅の西側になります。また, 転用による周辺農地への影響はないと思われま。
- (農地担当) 長代委員, 何かありましたらお願いをいたします。
- (長代委員) 14番委員のとおり問題はありません。
- (農地担当) それでは事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが, おおむね10ha以上の規模の一段の農地の区域内にある農地ということで, 第1種農地と判断しております。例外許可規定としましては, 集落に接続して設置される施設を適用しております。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。15番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 15番は許可されました。

【議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第18号, 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について, を議題といたします。それでは, 事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) **【議案第18号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】**

【受付番号55番】

- (農地担当) それでは55番, 宿の件について, 現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 4月6日に現地調査を実施しました。
- 申請地の東が水路, 西が宅地, 南が道路, 北が畑です。転用した場合, 特に周辺農地への影響はないと思います。
- (農地担当) それでは, 地元委員からの説明をいたします。
- (6番委員) 申請地は, 添付の位置図を見ていただければと思います。
- 申請地西側の宅地は, 昨年2月の総会で農地転用の許可をしております。今回の申請が残り最後の申請になっています。

地元としては、周辺農地への影響はないものと考えております。

(農地担当) 高谷委員お願いいたします。

(高谷委員) 申請地の北側に畑があるのですが、水路については東から入るようになっており問題はありません。申請地からの雨水排水は道路へ、生活排水は合併浄化槽を設置することから問題はありません。日照についても木造2階建で、6.4メートル程度の高さで隣接農地へ影響がないようにするといことであります。土砂の流出等については境界部分に土留めを設置するため影響はありません。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) 渡人の方は、●●まで耕作にいられていたのですか。

(高谷委員) 他の人に貸して管理をしてもらっているような状態です。

(12番委員) 分かりました。

(農地担当) 他にありませんか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。55番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、55番は許可されました。

【受付番号56番】

(農地担当) 続きまして、56番、小寺の件について、現地調査の報告をお願いいたします。

(15番委員) 申請地の東側が水路、西側が宅地、南側が道路、北側が駐車場となっています。周りには農地がないような状態で、農地転用しても周辺農地への影響はないものと思います。

(農地担当) それでは地元委員の説明をいたします。

(3番委員) 申請地は●●●の北側になります。現地調査の報告にもありましたように、道路と受け人の駐車場と山に囲まれたような所です。申請地は以前から保全管理がされている農地でありました。今回の申請は進入路と駐車場としての申請であります。

地元といたしましては、転用しても周辺農地への影響はありません。

(農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。56番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、56番は許可されました。

【受付番号57番】

- (農地担当) それでは57番、種井の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 申請地は、境界が不明のため4筆まとめて報告をさせていただきます。
東側が線路、西側が宅地、南側が宅地、北側が道路になっています。
申請地周辺には農地がありませんので、問題ありません。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします
- (4番委員) 3月26日に黒瀬委員とで現地確認をしました。申請地は既に農地以外の利用をしており、申請人と話をしたところ農地法の認識がなかったということでありました。
- (農地担当) 黒瀬委員お願いいたします。
- (黒瀬委員) 申請はヤギとメダカを飼うということの申請であります。
申請地の状況ですが、現地調査の報告のとおりであります。
用水・排水等問題ありません。日照・通風も2メートル程度の小屋ですので問題ありません。土砂の流出等もありませんので問題ありません。周辺農地への影響はないものと思われまますので、よろしく願いをいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。なお、是正案件のため始末書が提出されております。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。57番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、57番は許可されました。

【受付番54番】

- (農地担当) それでは54番、久代の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (15番委員) 申請地ですが、東が田、西が道路と水路、南が道路、北が畑です。
添付図面を見ていただければと思います。
申請地に住宅を建てる計画であります。申請地東側にある田への水を入れることができなくなることが懸念されたため、どのようになるのか事務局へ確認してもらうように指示をいたしました。その後、事務局から東側農地については、田ではなく畑にするとの連絡がありましたので、それならば問題はないと判断をしております。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (11番委員) 申請地は、1枚の田を分筆して宅地にするもので、残地部分も含めて耕運されてきれいに管理されております。今回の申請は所有者の子が住宅を建てるものであります。平屋を建てることから日照・通風等周辺農地への影響はないものと思っております。

- (農地担当) 竹内委員補足がありましたら、お願いいたします。
- (竹内委員) 11番員の報告のとおり、問題はありません。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主任) 農地区分ですが、市街地化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり、おおむね10ha未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。54番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、54番は許可されました。

【議案第19号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について】

- (農地担当) 続きまして議案第19号、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
- (主任) **【議案第19号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について朗読】**

【受付番号8番】

- (農地担当) それでは8番、宿の件について、地元委員からの報告をいたします。
- (高谷委員) 添付の位置図を見ていただければと思います。
公共の道ということで、近隣の人へ聞いてみたのですが、道は全く使用していないということでありました。よって、農業をするにあたり廃止しても問題ないと思います。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑ございましたらお願いいたします。
- (委員) なし。
- (農地担当) なければ今回の申請どおり、用途廃止を行っても周辺営農上問題なしとしてもよろしいでしょうか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) それでは、用途廃止を行っても周辺営農上問題なしと回答をさせていただきます。

【議案第20号 農業振興地域整備計画の変更等について】

【議案第21号 地域計画変更に係る意見聴取について】

- (農地担当) それでは、議案第20号農業振興地域整備計画の変更等についてと、議案第21号地域計画変更に係る意見聴取について議題といたします。

議案第20号につきまして、高谷委員が利害関係人になりますので、退室をお願いいたします。

【高谷委員 退室】

(農地担当) それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(主任) 【議案第20号 農業振興地域整備計画の変更等について朗読】

【議案第21号 地域計画変更に係る意見聴取について朗読】

今回、農業振興地域の除外、編入に伴い農業振興地域整備計画の変更等について農業委員会へ意見を求められています。農業振興地域の除外申し出が5件、編入申し出が1件であります。

これらにつきまして、先日、運営委員の方に現地調査を行っていただいております。農業振興地域整備計画及び地域計画の区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な促進を図る観点から、今回の変更による営農上の支障の有無について農業委員会として意見を述べるものであります。詳細については、お手元に配布しております資料をご覧ください。

(3番委員) 山手の1番の資料を見ていただければと思います。

申請理由が露天駐車場であります。現地調査時にこの部分を地区除外して農地転用してしまうと奥に残った農地への進入が困難になるのではないかと意見がありました。

このことを担当課であります農林課へ伝えたところ、申請人から露天駐車場を通過して農地へ通行しても構わないとの書類が提出されました。よって、奥にある農地への進入につきましては確保していることをお伝えいたします。

次に山手の3番、資料には目的が農家住宅となっておりますが、分家住宅に変更していただくようお願いいたします。

(農地担当) 議案第20号、21号につきまして、何かご意見がございましたらお願いします。

(委員) なし。

(農地担当) 特にないようでしたら、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(農地担当) それでは、原案について問題なしと回答するようにいたします。

【高谷委員 入室】

(農地担当) それでは、報告事項に入ります。

【報告第9号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当) 報告第9号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第9号 報告書について朗読】

【報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当) 次に、報告第10号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第10号 報告書について朗読】

【報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当) 次に、報告第11号、事務局より説明をお願いいたします。

(主任) 【報告第11号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当) 24ページ以降は、その他報告事項となっております。

以上で日程第3付議事件の審議を全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) ありがとうございました。それでは、日程第4その他に入ります。

遊休農地対策特別委員会委員長から報告を求められていますので、お願いいたします。

(委員長) 令和7年度農地パトロールの結果について報告をいたします。

お手元に配布いたしております「令和7年度農地パトロール結果」をご覧ください。
詳細につきましては、事務局から報告をお願いいたします。

(主任) 【令和7年度農地パトロール結果により説明】

(委員長) 事務局からの説明につきまして、何かご意見がございましたらお願いします。

(委員) なし。

(委員長) 特にないようでしたら、私からは以上になります。

(会長) 次に、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」につきまして、運営委員会で作成しましたので、報告をさせていただきます。

(次長) 【令和8年度最適化活動の目標の設定等により説明】

(会長) 令和8年度の目標につきましては、4月までに岡山県へ報告をし、ホームページで公表することになります。

令和7年度の最適目標の点検・評価につきましては、5月中に運営委員会で作成しますが、活動記録簿を提出されていない方は、事務局へ提出するようお願いいたします。

他に委員の方から、何かありませんか。

(委員) なし。

- (会長) 事務局からの報告をお願いいたします。
- (主任) 【令和7年度互助会会計報告について】
【令和8年度年間行事予定について】
【次回現地調査について】
【次回総会について】
- (会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) 【閉会挨拶】

閉会 午後2時48分